

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：キョウエイ事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 太田 智子
- (3) 所在地：新潟県妙高市朝日町1丁目1番7号

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

実習監理する実習実施者が、技能実習法第16条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたにもかかわらず、監理責任者の指揮の下、直ちに、監査を実施しなかったこと、及び同者において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に違反している事実を認めたにもかかわらず、監理責任者をして必要な指示を行わなかったことから、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))及び第4号(技能実習法第40条第4項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：三重県衣料縫製工業組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 水谷 健悟
- (3) 所在地：三重県津市西丸之内19番8号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

認定計画に従って入国後講習を実施せず、かつ、入国後講習の期間中に業務に従事させたと認められ、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：四羽協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 秋山 聡美
- (3) 所在地：熊本県熊本市西区二本木2丁目5番7号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

不正に監理団体の許可の有効期間の更新を受ける目的、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の文書を外国人技能実習機構に対して行使したこと、並びに、上記の事実を隠蔽する目的で、外国人技能実習機構の現地検査において、虚偽の文書を行使したこと、及び虚偽の答弁を行い監理事業を適正に遂行できる能力を有していないと認められたことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項）及び第8号）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：アクア株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 西村 邦彦
- (3) 所在地：滋賀県長浜市下之郷町709番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 令和5年5月1日認定「認2308000360」
令和6年2月29日認定「認2308042335」「認2308042336」
令和7年1月30日認定「認2408028349」「認2408028350」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社浦和工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 浦崎 哲平
 - (3) 所在地：沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1411番地2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
 - 令和5年10月10日認定「認2312010573」「認2312010574」
 - 令和6年1月9日認定「認2312015019」「認2312015020」
 - 同月17日認定「認2312016327」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：合同会社SS

(2) 代表者職氏名：代表社員 イハラガルアングゲダラエランガバティヤクマラウイマ
ラシリ

(3) 所在地：静岡県掛川市大坂918番地の1パレス外岡1-C

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和3年11月11日認定「認2106017440」「認2106017441」「認2106017442」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：榎島 弘光
 - (2) 代表者氏名：榎島 弘光
 - (3) 所在地：愛知県豊橋市東岩田 1 丁目 20 番地の 4

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）
令和 5 年 7 月 13 日認定「認2306007084」「認2306007085」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 3 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：FNC建設合同会社
 - (2) 代表者職氏名：代表社員 藤田 雅幸
 - (3) 所在地：石川県金沢市出雲町イ454番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和3年12月27日認定「認2107005370」「認2107005371」「認2107005372」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大山 浩和
- (2) 代表者氏名：大山 浩和
- (3) 所在地：三重県志摩市志摩町和具1748

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（20件）

- 平成31年1月8日認定「認1806054081」
- 令和元年11月28日認定「認1906046559」「認1906046560」
- 令和2年1月16日認定「認1906048959」「認1906048960」「認1906048961」
- 同月24日認定「認1906056727」
- 同年12月18日認定「認2006033499」「認2006033500」
- 令和3年8月16日認定「認2106007949」「認2106007950」「認2106007951」
- 令和4年8月23日認定「認2206009537」「認2206009538」
- 令和5年1月23日認定「認2206034177」「認2206034178」「認2206034179」
- 同年2月7日認定「認2206037699」「認2206037700」
- 同月16日認定「認2206040815」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（技能実習法第9条第2号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社川崎組
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川崎 達也
 - (3) 所在地：香川県綾歌郡宇多津町2616番地10

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）
 - 令和4年10月6日認定「認2210001706」「認2210001707」
 - 令和5年11月15日認定「認2310003026」
 - 令和6年11月8日認定「変認2410000234」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社川添建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川添 正剛
 - (3) 所在地：鹿児島県始良市蒲生町下久徳450番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

令和5年8月29日認定「認2313006365」「認2313006366」「認2313006367」
令和6年8月21日認定「変認2413000240」「変認2413000241」
同年10月28日認定「認2413007115」「認2413007116」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社小山水道建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小山 格
 - (3) 所在地：神奈川県相模原市中央区田名6727番地3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和6年11月19日認定「認2404049611」「認2404049612」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：佐原工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 稀久
 - (3) 所在地：神奈川県横須賀市久里浜1丁目2000番地58

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
 - 令和5年6月28日認定「認2304020437」
 - 同年7月28日認定「認2304030578」
 - 令和6年9月19日認定「認2404039433」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社品田
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 李 春光
- (3) 所在地：埼玉県川口市大字安行領家943番地の5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

- 令和5年6月27日認定「認2304020132」
- 同月30日認定「認2304013210」
- 同年8月7日認定「認2304033785」「認2304033786」
- 同年10月23日認定「認2304049916」「認2304049917」
- 令和6年5月16日認定「認2404006385」
- 同年8月14日認定「認2404030544」「認2404030545」
- 同年9月4日認定「認2404030546」「認2404030547」
- 令和7年6月11日認定「認2504012788」
- 同年11月18日認定「認2504055249」「認2504055250」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第2号及び第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：農事組合法人城山産業
 - (2) 代表者職氏名：理事 黒澤 仙一、理事 黒澤 理枝、
理事 塩澤 万奈美
 - (3) 所在地：長野県南佐久郡小海町大字小海2851番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）
令和5年5月17日認定「認2305000040」「認2305000041」「認2305000042」
令和6年7月5日認定「認2405001338」「認2405001339」「認2405001340」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社シンコウ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 広田 相玄、代表取締役 花田 隆行
- (3) 所在地：愛知県清須市西須ケ口44番

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19件）

- 令和4年12月21日認定「認2206026044」
- 令和5年2月9日認定「認2206034835」「認2206034836」「認2206034837」
- 同年3月10日認定「認2206020496」
- 同年4月25日認定「認2206052926」
- 同年10月13日認定「認2306024239」「認2306024240」「認2306024241」
- 同年12月26日認定「認2306038600」
- 令和6年3月1日認定「認2306050139」
- 同年10月18日認定「認2406027372」「認2406027373」
- 同月31日認定「認2406027562」
- 同年12月18日認定「認2406035805」「認2406035806」「認2406035807」
- 同月25日認定「認2406036555」「認2406036556」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社T・ステップコーポレーション
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 南館 智一
- (3) 所在地：宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字小原46番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19件）

- 令和4年1月11日認定「認2102004911」
- 同年8月31日認定「認2202002746」「認2202002747」「認2202002748」
- 「認2202002749」
- 同年11月22日認定「認2202005193」
- 令和5年1月27日認定「認2202008486」「認2202008487」
- 同年4月7日認定「認2202012201」
- 同年7月24日認定「認2302004127」「認2302004128」「認2302004129」
- 同年9月26日認定「認2302006706」「認2302006707」
- 同年10月13日認定「認2302007331」
- 令和6年3月27日認定「認2302012604」「認2302012605」
- 同年4月4日認定「認2302013592」
- 同月5日認定「認2402000143」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ナガノインテリア工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 永野 貴啓
- (3) 所在地：福岡県朝倉市甘木2153番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（52件）

- 令和2年9月25日認定 「認2012004555」「認2012004556」「認2012004557」
令和3年7月8日認定 「認2112001849」「認2112001850」
令和4年2月21日認定 「認2112009417」「認2112009418」
同年10月25日認定 「認2212005930」「認2212005931」
同年11月24日認定 「認2212007015」「認2212007016」「認2212007017」
「認2212007018」「認2212007019」
令和5年3月16日認定 「認2212014715」「認2212014716」「認2212014717」
「認2212014718」「認2212014719」
同年4月18日認定 「認2212013909」「認2212013910」「認2212013911」
「認2212013912」「認2212013913」
同年7月18日認定 「認2312006743」「認2312006744」
同年10月31日認定 「認2312011167」「認2312011168」「認2312011169」
「認2312011170」「認2312011171」
同年11月2日認定 「認2312012247」「認2312012248」「認2312012249」
「認2312012250」「認2312012251」
令和6年2月26日認定 「認2312018134」「認2312018135」「認2312018136」
「認2312018137」「認2312018138」
同年11月19日認定 「認2412013674」「認2412013675」「認2412013676」
「認2412013677」「認2412013678」
同月28日認定 「認2412012703」「認2412012704」「認2412012705」
令和7年4月7日認定 「認2412022322」「認2412022323」「認2412022324」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法（昭和22年法律第49号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ニッテツ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小松 賢二
- (3) 所在地：広島県広島市西区楠木町2丁目8番2号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（38件）

- 令和2年4月23日認定 「認1909029470」「認1909029471」「認1909029472」
令和3年6月3日認定 「認2109001045」「認2109001046」
同月10日認定 「認2109001556」「認2109001557」「認2109001558」
同年9月16日認定 「認2109005391」「認2109005392」「認2109005393」
令和4年1月4日認定 「認2109010502」
令和5年2月22日認定 「認2209014178」「認2209014179」「認2209014180」
「認2209014181」「認2209014182」
同月24日認定 「認2209014323」「認2209014324」「認2209014325」
同年5月9日認定 「認2209022735」「認2209022736」「認2209022737」
「認2209022738」
同年7月25日認定 「認2309007143」「認2309007144」「認2309007145」
令和6年1月10日認定 「認2309019715」「認2309019716」
同年4月1日認定 「認2309024217」「認2309024218」「認2309024219」
「認2309024220」
同年6月13日認定 「認2409004239」「認2409004240」「認2409004241」
同年11月28日認定 「認2409015291」「認2409015292」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、監理団体の職員に対し、虚偽の賃金台帳を提供したこと、及び労働基準法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）、第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：野田 勇人
- (2) 代表者氏名：野田 勇人
- (3) 所在地：徳島県徳島市八万町上福万172番地の97第二ハイツ福寿園23号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 令和5年1月23日「認2210003631」
- 同年8月8日「認2310001823」
- 同年12月27日「認2310004355」「認2310004356」
- 令和6年1月17日「認2310004555」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ファーム重蔵
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 滑谷 和剛
- (3) 所在地：岐阜県高山市丹生川町大萱1377番地2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

- 令和4年12月16日認定「認2206021620」
令和5年1月11日認定「認2206032626」
同年9月15日認定「認2306025401」「認2306025402」「認2306025403」
令和6年1月10日認定「認2306042522」「認2306042523」「認2306042524」
同年9月18日認定「認2406021354」「認2406021355」「認2406021356」
令和7年12月1日認定「認2506029363」「認2506029364」「認2506029365」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社プラスワンサービス
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 岩崎 福人
 - (3) 所在地：新潟県妙高市大字飛田1079番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）
 - 令和5年6月21日認定「認2305000634」「認2305000635」「認2305000636」
 - 同年9月6日認定「認2305003316」「認2305003317」「認2305003318」
 - 同年10月26日認定「認2305004360」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：都産業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 面高 理市
 - (3) 所在地：鹿児島県始良市加治木町小山田4575番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和3年12月15日認定「認2113006572」
令和5年6月15日認定「認2313002489」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：宮崎県農業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 栗原 俊朗、代表理事 坂下 栄次、
代表理事 平島 善範
- (3) 所在地：宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

令和6年8月20日認定 「認2413005106」「認2413005107」「認2413005108」
「認2413005109」「認2413005110」「認2413005111」
「認2413005112」「認2413005563」「認2413005564」
「認2413005565」
令和7年2月21日認定 「認2413012472」「認2413012473」「認2413012474」
同年7月3日認定 「認2513002200」「認2513002201」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ラリエ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 村井 祐二
- (3) 所在地：滋賀県東近江市外原町243番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和5年7月18日認定「認2308011228」「認2308011229」
同年9月11日認定「認2308019135」「認2308019137」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和8年3月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。